

事業名	事業内容	補助対象者	補助金額等
人材育成事業			
事業者および後継者育成・従事者育成	事業に従事する者および後継者・従事者を育成するために行う次の内容に伴う経費への支援および助成 ①新技術、知識および資格の取得 ②資質向上の教育	①農林水産業、商工業事業を行う方 ②その他町長が認めた方	補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 30万円以内 交付回数 同一事業者につき年1回
起業等支援事業			
新規起業支援	これまでに事業活動を行っていない方が、次に該当する場合に伴う経費への支援および助成 ①新たに事業を開始する場合 ②町外から移転して町内で事業を開始する場合	町内で起業しようとする方で、地域に密着した事業に取り組む方	補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 300万円以内 交付回数 同一事業者につき年1回
異業種進出支援	すでに事業活動を行っている事業者が、経営基盤強化のため、町内で新たな分野での事業を開始する場合に伴う経費への支援および助成	①農林水産業、商工業事業を行う方 ②その他町長が認めた方	
新製品等開発支援	次の事業内容に伴う経費への支援および助成 ①新製品、新技術若しくは新サービスの開発、製品改良または生産方式等の改善に係る危機または設備の導入 ②基礎研究、試用試験その他の試験		補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 300万円以内 交付回数 同一事業者につき年1回。ただし、同一事業を継続して行う場合は、最長3年まで補助。
販路開拓支援	販路開拓に伴う経費への支援および助成 ①展示会等の開催 ②展示会等への参加、出展 ③専門コンサルタントへの委託等		補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 100万円以内 交付回数 同一事業者につき年1回。ただし、同一事業を継続して行う場合は、最長3年まで補助。
デザイン開発支援	新製品のデザイン開発または既製品デザインの改善をする場合に伴う経費への支援および助成		補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 50万円以内 交付回数 同一事業者につき年1回。ただし、同一事業を継続して行う場合は、最長3年まで補助。
民有林植林奨励事業	町内の山林に植林する経費への助成	町内に住所ならびに土地を有する方	補助金額 1ヘクタールあたり5万円以内 交付回数 ただし、1年間の民有林植林奨励事業補助総額は500万円を限度とする。

※この表に該当する事業において、町以外の国、道、その他団体から補助金等の交付を受ける場合については、当該補助対象経費から当該補助金等の交付額を減じた額を補助対象経費とする。

産業振興事業を支援します

平成25年度応募受付 期限は5月31日

町では産業振興基金を基に平成22年度から5か年間の事業期間で「産業振興事業」を始め、

町内の産業基盤の強化、発展を図る取組を実施する団体や事業者および民有林に植林される方に補助金を交付し町の活性化を図ることを目的としています。

すでに過去3年間でこの制度を利用して新規起業による店舗の開店や新製品の開発等で町内において新しい事業が展開されています。

次の一歩を踏み出すためにぜひご活用ください。

～ 産業振興事業とは ～

「産業振興事業」は農業・林業・水産業・商工業の事業者やこれから新たに事業を起こそうとする方、ほかの産業に進出を考えている方、新製品や包装紙・パッケージのデザインを開発しようとする方、伐採跡地に植林する方などに補助金を交付し、支援する事業です。

補助事業の内容や補助金額などは左の表をご覧ください。

募集内容および応募方法

平成25年度産業振興事業の応募を受付します。

募集内容は次のとおりですので、新たな取り組みなどを計画されている方は、ご相談のうえ応募ください。なお、事業が平成26年3月31日までに完了することが条件となりますので、ご注意ください。

また、採択件数・補助金額等が予定に満たなかった場合は再募集することもあります。

■ 受付期間 4月8日(月)～5月31日(金)

■ 募集事業

- 人材育成事業
- 新規起業支援または異業種進出支援
- 新製品等開発支援
- 販路開拓支援
- デザイン開発支援

※ 民有林植林奨励事業については森林組合からまとめて受け付けをしますので、個別の応募は不要です。

■ 採択件数

平成25年度予算の範囲内

■ 応募書類

事業の応募には計画書や収支予算書など書類の提出が必要です。

応募に必要な書類は、応募先・問合せ先である企画課・産業課に請求されるか、豊頃町のホームページからダウンロードして取得願います。

【必要な書類】

- ・ 豊頃町産業振興事業補助金申請事前審査要望書
- ・ 事業計画書
- ・ 収支予算書
- ・ その他必要な書類（詳細は担当課にお問合わせ願います）

■ 審査結果の通知

6月14日(金)をめどに審査結果を応募者に通知いたします。

■ 応募先・問合せ先

- ・ 農林水産業関係事業 産業課 ☎ (574) 2217
- ・ 商工業関係事業 企画課 ☎ (574) 2216

平成25年4月から難病等の方々が 障害福祉サービス等の対象となります

さまざまな福祉サービスを提供する障害者自立支援法は、平成25年4月から障害者総合支援法として、地域社会における共生の実現を総合的に支援します。

障害者総合支援法では、障害者の範囲に難病等の方々が加わり、対象となる方々は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となります。

対象者

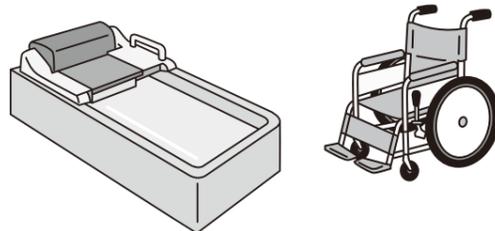
- 障害者総合支援法の対象疾患一覧

サービスの内容

- 障害福祉サービス（ホームヘルプ・短期入所等）
- 補装具（車いす等）
- 日常生活用具給付（入浴補助用具等）
- 相談支援

手続き

- 対象疾患に罹患していることがわかる証明書（診断書または特定疾患医療受給者証等）を持参の上、役場福祉課に支給を申請してください。
- その後、障害程度の調査を行い、認定や支給決定等の手続きを経て、必要と認められたサービスを利用できます。



障害者総合支援法の対象疾患一覧

1 IgA腎症	34 原発性側索硬化症	67 成人スチル病	99 膿疱性乾癬
2 亜急性硬化性全脳炎	35 原発性胆汁性肝硬変	68 脊髄空洞症	100 嚢胞性線維症
3 アジソン病	36 原発性免疫不全症候群	69 脊髄小脳変性症	101 パーキンソン病
4 アミロイド症	37 硬化性萎縮性苔癬	70 脊髄性筋萎縮症	102 パーチャー病
5 アレルギー性肉芽腫性血管炎	38 好酸球性筋膜炎	71 全身性エリテマトーデス	103 肺動脈性肺高血圧症
6 ウェグナー肉芽腫症	39 後縦帯骨化症	72 先端巨大症	104 肺動脈性肺高血圧症候群
7 HTLV-1 関連脊髄症	40 拘束型心筋症	73 先天性QT延長症候群	105 パッド・キアリ症候群
8 ADH 不適合分泌症候群	41 広範脊髄管狭窄症	74 先天性魚鱗癬様紅皮症	106 ハンチントン病
9 黄色靱帯骨化症	42 高プロラクチン血症	75 先天性副腎皮質酵素欠損症	107 汎発性特異性骨増殖症
10 潰瘍性大腸炎	43 抗リン脂質抗体症候群	76 側頭動脈炎	108 肥大型心筋症
11 下垂体前葉機能低下症	44 骨髄異形成症候群	77 大動脈炎症候群	109 ビタミンD依存症二型
12 加齢性黄斑変性症	45 骨髄線維症	78 大脳皮質基底核変性症	110 皮膚筋炎
13 肝外門脈閉塞症	46 ゴナドトロピン分泌過剰症	79 多系統萎縮症	111 びまん性汎細気管支炎
14 関節リウマチ	47 混合性結合組織病	80 多発性運動ニューロパチー	112 肥満低換気症候群
15 肝内結石症	48 再生不良性貧血	81 多発性筋炎	113 表皮水疱症
16 偽性低アルドステロン症	49 サルコイドーシス	82 多発性硬化症	114 フィッシャー症候群
17 偽性副甲状腺機能低下症	50 シェーグレン症候群	83 多発性嚢胞腎	115 プリオン病
18 球脊髄性筋萎縮症	51 色素性乾皮症	84 遅発性内リンパ水腫	116 ペーチェット病
19 急速進行性糸球体腎炎	52 自己免疫性肝炎	85 中枢性尿崩症	117 ペルオキシソーム病
20 強皮症	53 自己免疫性溶血性貧血	86 中毒性表皮壊死症	118 発作性夜間ヘモグロビン尿症
21 ギラン・バレー症候群	54 視神経症	87 TSH産生下垂体腺腫	119 慢性炎症性脱髄性多発神経炎
22 筋萎縮性側索硬化症	55 若年性肺気腫	88 TSH受容体異常症	120 慢性血栓性肺高血圧症
23 クッシング病	56 重症急性膵炎	89 天疱瘡	121 慢性膵炎
24 グルココルチコイド抵抗症	57 重症筋無力症	90 特異性拡張型心筋症	122 ミトコンドリア病
25 クロウ・深瀬症候群	58 神経性過食症	91 特異性間質性肺炎	123 メニエール病
26 クローン病	59 神経性食欲不振症	92 特異性血小板減少性紫斑病	124 網膜色素変性症
27 劇症肝炎	60 神経線維腫症	93 特異性血栓症	125 もやもや病
28 結節性硬化症	61 進行性核上性麻痺	94 特異性大腿骨頭壊死	126 有棘赤血球舞蹈病
29 結節性動脈周囲炎	62 進行性骨化性線維形成異常症	95 特異性門脈圧亢進症	127 ランゲルハンス細胞組織球症
30 血栓性血小板減少性紫斑病	63 進行性多発性白質脳症	96 特異性両側性感音難聴	128 リソソーム病
31 原発性アルドステロン症	64 スティーブンス・ジョンソン症候群	97 突発性難聴	129 リンパ管腫症
32 原発性硬化性胆管炎	65 スモン	98 難治性ネフローゼ症候群	130 レフェトフ症候群
33 原発性高脂血症	66 正常圧水頭症		

問合せ先 役場福祉課福祉係 ☎ (574) 2214

4月14日は



豊頃町長選挙の投票日です

入場券に記載されている投票所にお越しください

投票区	投票所	区域	投票時間
1	豊頃町える夢館	茂岩一区、茂岩二区、茂岩三区、茂岩四区、茂岩五区、茂岩六区、牛首別区、茂岩南区、下農野牛区、農野牛区、礼作別区、旅来区	7:00 ~ 19:00
2	二宮構造改善センター	二宮東区、二宮中央区、二宮西区、湧洞区	
3	統内生活センター	統内区、二里塚区、平和区	
4	十弗農業センター	十弗町内区、礼文内区、十弗西区の一部	
5	豊頃地域コミュニティセンター	豊頃一区、豊頃二区、豊頃三区、上幌岡区、下幌岡区、豊頃区	
6	中央区コミュニティセンター	中央一区、中央二区、中央三区、十弗西区の一部	
7	大津地域コミュニティセンター	大津一区、大津二区、大津三区、長節区	

4月14日に豊頃町長選挙が行われます。今回の選挙で選挙人名簿に登録され、選挙権のある人は次のとおりです。
 ・選挙人名簿登録基準日（4月8日）現在、豊頃町に引き続き3か月以上住所を有し、選挙日（4月14日）に満20歳以上の者。
 ・豊頃町外から転入した人は、平成25年1月8日以前に豊頃町に転入届をし、引き続き豊頃町に住所を有していること。
 ただし、選挙期日（投票日）に豊頃町に住所を有していなければ投票することはできません。詳しくは豊頃町選挙管理委員会（豊頃町役場内 ☎ (574) 2211）までお問合せください。

サイレンの吹鳴を行います

明るくきれいな選挙の啓発普及と棄権防止を呼び掛けるため、次のとおりサイレンを吹鳴します。

時間

午前7時（投票開始時間）
午後6時（投票所閉鎖1時間前）

地区

茂岩・中央区・豊頃・大津・十弗の各市街

期日前投票制度をご利用ください

仕事の都合や旅行などで、投票日の投票が困難な人は、選挙の公示日の翌日から投票日の前日までの期間に、期日前投票ができます。なお、投票所にお越しの際は、「投票所入場券」を持参してください。

期日前投票期間 4月10日（水）～4月13日（土）
午前8時30分～午後8時

期日前投票所 役場2階会議室

このような場合……
不在者投票できません。

■入院中の入
北海道選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院・入所中の人は、施設内で不在者投票ができます。詳しくは、入院・入所先の施設にお問合せください。

■町外に滞在中の人
滞在先の選挙管理委員会へ、不在者投票ができます。事前に、豊頃町選挙管理委員会へ投票用紙を請求してください。

■体が不自由な人

体が不自由で投票所に行けない人は自宅や郵便による不在者投票ができます。この方法で投票できる人は、身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの人（要件があります）、介護保険被保険者証に要介護5と記載されている人であらかじめ「郵便等投票証明書」の交付（町選挙管理委員会に申請）を受けていることが必要です。

開票は即日行います

開票は4月14日（日）午後8時15分から

豊頃町える夢館はるにれホールで行います。この参観人は先着50人までです。参観を希望される方は午後8時までにご来場ください。